

令和3年度答申第37号  
令和3年9月22日

諮問番号 令和3年度諮問第37号（令和3年9月6日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学等援護費不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学等援護費及び労災就労保育援護費（以下「労災就学等援護費」という。）の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害

を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

- (2) 労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定するが、本件不支給決定時、同基準を定める厚生労働省令はない。なお、その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、同項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費等の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）、労災就学等援護費の支給対象者及び額に関する規定並びに労災就学等援護費の支給に関しその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（労災保険規則33及び34条）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、令和元年11月4日、配送業務中に意識を失い救急搬送され、同日、くも膜下出血により死亡した。

（脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書、死亡診断書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和元年11月28日、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料（以下「遺族補償年金等」という。）の支給の請求をするとともに本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書）

- (3) 処分庁は、令和2年3月13日付けで、上記(2)の遺族補償年金等の支給の請求に対して、「本件くも膜下出血による死亡は、発症直前から前日までの間において異常な出来事の遭遇がなく、発症に近接した時期において特に過重な業務に就労したことも認められない。また発症前2～6か月間において平均した時間外労働時間はいずれも月80時間を超えていない。よって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務への就労があったと認められない。よって不支給となります。」との理由により、遺族補償年金等の不支

給決定（以下「本件遺族補償年金等不支給決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知（遺族補償年金支給請求に係るもの）、労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知（葬祭料請求に係るもの））

- (4) 処分庁は、令和2年3月13日付けで、本件申請に対して、「本件については、調査の結果、業務上の疾病と認められませんでした。よって、申請いただいた労災就学等援護費につきましては、不支給と決定いたします。」との理由により、本件不支給決定をした。

（労災就学等援護費不支給決定通知）

- (5) 審査請求人は、令和2年5月15日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) B労働者災害補償保険審査官は、令和3年6月18日、本件遺族補償年金等不支給決定に対する審査請求人の審査請求に対し、これを棄却する決定をした。

（決定書）

- (7) 審査庁は、令和3年9月6日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

労災就学等援護費の不支給の理由となっている遺族補償年金等の不支給決定が誤りと考えるため。

（審査請求書、反論書）

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 労災就学援護費の支給対象者については、「労災就学等援護費支給要綱」（昭和45年10月27日付け基発第774号「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「支給要綱」という。）の3（1）ロにおいて、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（略）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。」とされている。

また、労災就労保育援護費の支給対象者については、支給要綱の3（2）ロにおいて、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた要保護児たる当該労働者の子（略）と生計を同じくしている者であり、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるもの。」とされている。

- 2 処分庁は、本件労働者の死亡と業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金等不支給決定をしている。また、B労働者災害補償保険審査官は、審査請求人の本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。

よって、審査請求人は、支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学等援護費の支給対象者とは認められない。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和2年5月15日

審理員意見書提出 : 令和2年10月9日

本件諮問 : 令和3年9月6日

- (2) 以上の経緯を見るに、本件審査請求から審理員意見書提出までに約5か月、審理員意見書提出から本件諮問までに約11か月を要した結果、本件審査請求から本件諮問までに約1年4か月を要している。審査庁において、本件遺族補償年金等不支給決定に係る審査請求に対するB労働者災害補償保険審査官の決定（令和3年6月18日）を待っていたとも考えられるが、そもそも遺族補償年金等に係る審査請求の手續と労災就学等援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている現行制度の下では、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めることが求められているというべきである。本件においては、審理内容に比して審理に期間が掛かり過ぎであり、審理員意見書の提出に5か月も掛かるといっても迅速とはいえないし、ましてや審理員意見書の提出から本件諮問までに約11か月もの期間を要する事情があったとは思われない。審査庁においては、審理手續の迅速化を図る必要が認められる。

(3) 上記の点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（以下「社会復帰促進等」という。）を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条（令和2年法律第14号による改正前のもの））。社会復帰促進等を図るために必要な事業として行われる社会復帰促進等事業（労災保険法29条1項）は、保険給付を補完するものである。

そして、本件の労災就学等援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものであるから、労災就学等援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている「被災労働者」の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。支給要綱が労災就学等援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨と解される。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、遺族補償年金等の支給請求に対して、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金等不支給決定がされている。本件労働者は「被災労働者」に当たらず、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学等援護費の支給対象者とはならない。

## 3 付言

本件不支給決定の通知には、「本件については、調査の結果、業務上の疾病と認められませんでした。よって、申請いただいた労災就学等援護費につきましては、不支給と決定いたします。」という理由が付されているが、これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。審査請求人は、労災就学等援護費の不支給の理由となっている遺族補償年金等の不支給決定が誤りと考えていることを審査請求の理由としているが、本来、遺族補償年金等の不支給決定に対する不服については、本件の労災就学等援護費の不支給決定に対する審査請求の手續ではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手續で争われるべき事柄である。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学等援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災

労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学等援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学等援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条）にも資することになると考える。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史